

日本感染症教育研究会 IDATEN 会則

第1章 総則

第1条 本研究会を「日本感染症教育研究会」と称する。

略称を **IDATEN** (いだてん) とする。

***Infectious Diseases Association for Teaching and Education in Nippon** の略である

第2条 本研究会の事務局を奈良県立医科大学感染症センターにおく。

第2章 目的および事業

第1条 本研究会は、日本の感染症診療水準の向上を推進することを理念とする。

本研究会の目的は以下である。

- (1) 感染症の現地診療に関わる医療従事者の育成・支援をすること
- (2) メーリングリストなどによる情報交換と学術集会等を通して臨床感染症分野の充実、拡大に貢献すること
- (3) メーリングリストなどによる情報交換と学術集会等を通して感染症コントロールに不可欠である疫学・公衆衛生学的視点を培う
- (4) 予防医学（旅行医学、ワクチン等）に対しての啓発活動

第2条 本研究会は前条を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 年1回の総会と特別講演
- (2) 年2回の学生、研修医、臨床医を対象とする感染症セミナー
- (3) 年3~4回の **IDATEN** インタラクティブ・ケースカンファレンス
- (4) 後期研修フェローシップの充実
- (5) メーリングリストの運営
- (6) その他の事業

第3章 運営

第1条

- (1) 本研究会に、世話人会および事務局を置き、総会は年1回とする
- (2) 本研究会は、世話人会の合議により運営され、総会に報告し、承認を受ける
- (3) 世話人会は原則として、総会当日に開催され、本研究の運営およびセミナー等の会の開催内容（日時、場所、テーマ、講演内容など）を協議し決定する。

- (4) 本研究会セミナーその他の会合の開催は、担当世話人を設置し、担当世話人が中心となり運営する
- (5) 世話人の選出および変更は世話人会で決定する。
- (6) 本研究会は、会員および賛助会員（団体および個人）の会費および寄付等によって運営する。

第4章 会員

第1条 本研究会の会員は正会員および賛助会員とする。

- (1) 正会員は本研究会の目的に添った医師、医学生、看護師、検査技師、薬剤師その他をもって構成される。
- (2) 賛助会員は本研究会の趣旨に賛同し、かつ事業を援助する団体または個人とし、セミナー・総会内容の報告を入手できる。
- (3) 正会員の入会・退会においては、規約をおかず自由とする。

第5章 役員

第1条 本研究会には役員をおく。

- (1) 代表世話人 1名
- (2) 世話人 原則として代表世話人を含まず10名。ただし、必要に応じ、増減は認める。
- (3) 監事 1名
- (4) 会計監査 1名

第6章 世話人

第1条 世話人会は過半数以上の出席によって成立し（委任状を含む）、出席者の過半数の賛否を持って議決する。

- (1) 代表世話人は任期を2年とする。ただし再選は連続1回までとするが、2年間以上代表世話人の任を離れていれば、過去の選考回数とは無関係に再選を可能とする。
- (2) 世話人は任期を2年とする。再選は可能とする。
- (3) 世話人を新たに選出する際は、少なくとも2名の世話人の推薦を必要とする。

第2条 世話人会は次の任務を行う。

- (1) 世話人の選出および辞任の承認
- (2) 世話人会は年1回以上開催する

- (3) 年会費の決定および予算、決算の承認をする
- (4) 総会・学術集会その他、会の運営に関すること
- (5) 世話人会の人事は、世話人会にて過半数の賛成を持って承認とする。

第7章 顧問

第1条 本研究会は、若干名の顧問を設置することができる。

本研究会の顧問は、次の資格を具える者であること。

- (1) 感染症の領域において卓抜な見識、業績をもつ者。
- (2) 本会の発展に多大な貢献をした人。

顧問の推薦にあたっては、代表世話人会で世話人が推薦する。

代表世話人会は、推薦顧問に適格か否かを決定する。

第8章 会費

第1条 本研究会の会費は、各種学術活動・集会の時などに1,000円を徴収する。

第9章 会計および会計年度

第1条 会計担当（1名）を事務局におき、収支を事務局が管理し、世話人会の承認を要する。

第2条 本研究会の会計年度は1月1日より12月31日とし、毎年3月の総会において報告する。

第3条 会計監査担当（1名）を事務局以外におき、会計監査を実施する。

第4条 会費は世話人会の議を経て総会の承認を求める

銀行口座名

南都銀行 榎原支店（店番490） 普通 2184423

日本感染症教育研究会 代表世話人 笠原 敬

（ニホンカンセンシヨウキョウイクケンキョウカイ ダイヒョウセワニン カサハラ ケイ）

第10章 規約の変更

第1条 本規約の変更は世話人会の承認を必要とする。

改訂履歴

| 版数 | 発行日 | 改訂内容 |
|------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初版 | 2005年1月1日 | |
| 第2版 | 2008年6月5日 | |
| 第3版 | 2009年7月1日 | |
| 第4版 | 2010年3月6日 | |
| 第5版 | 2010年7月1日 | |
| 第6版 | 2012年8月7日 | |
| 第7版 | 2013年2月12日 | |
| 第8版 | 2015年6月20日 | |
| 第9版 | 2016年1月1日 | |
| 第10版 | 2016年9月3日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 改訂履歴を文頭から文末に移動した。 ● 「第2章 目的および事業」から「(6) 日本で医療法上感染症科の標榜ができるよう推進すること」を削除した。 ● 銀行口座名を変更した。 |
| 第11版 | 2017年10月12日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第2章 理念、目的および事業の「日本の感染症科の発展に寄与すること」を「日本の感染症診療水準の向上を推進すること」に変更した。 ● 第2章 理念、目的および事業から「(1) 日本の感染症の診療水準の向上を推進すること」を削除した。 ● 第2章 理念、目的および事業の「(2) 感染症の実地診療が行える医師の育成・支援をすること」を「感染症の実地診療に関わる医療従事者の育成・支援をすること」に変更した。 |